

兵庫県公報

令和5年1月13日 金曜日 第378号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）…………… 3
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）…………… 4
- 同 上（同）…………… 4
- 土地改良区の解散認可（同）…………… 5
- 臨時種畜検査の実施（畜産課）…………… 5
- 保安林の指定予定（治山課）…………… 6
- 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）…………… 6
- 東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（令和4年近畿地方整備局告示第163号）（道路街路課）…………… 7
- 道路の区域の変更（道路保全課）…………… 7
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）…………… 7
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）…………… 8
- 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）…………… 8
- 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（同）…………… 9

公 告

- 入札公告（まちづくり部総務課）…………… 9
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）…………… 16

告 示

兵庫県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
梅木外科医院	洲本市下加茂1-1-88	令和4年12月1日

芦屋浜風のはいしゃさん神田歯科	芦屋市浜風町3-5	同
つねだクリニック	伊丹市鴻池6-2-3	同
サン薬局鴻池店	同 市鴻池6-2-1	同
はいたつ薬局	宝塚市売布2-9-13	同 年11月1日
いのうえ歯科医院	三木市緑が丘町本町1-238-1 世良田ビル1F	同
ウエルシア薬局高砂浜田町店	高砂市高砂町浜田町2-14-29	同 年12月1日
はま歯科医院	加西市西谷町458-2	同
訪問看護ステーションでいご加東	加東市山国2014-79 アルファ嬉野104号	同 年11月1日
キノシタヤ薬局赤とんぼ店	たつの市龍野町堂本11-14	同



兵庫県告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
相原病院附属プレストクリニック川西	川西市小花1-6-13 イオンリカー&ビューティー川西店305	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
コスモス薬局豊岡	豊岡市城南町15-28
加古川中央市民病院前さくら薬局	加古川市加古川町本町439
すずらん薬局川西店	川西市東畦野6-2-25
坂東医院	三田市富士が丘6-1-2
みのりクリニック	加西市下宮木町547-1

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
徳岡調剤薬局	丹波市山南町和田272-15



兵庫県告示第42号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更の届出があった。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
訪問介護ステーション HIBISU伊丹	伊丹市船原2-5-10 -101	株式会社BISCUSS	大阪市中央区南船場1 -11-9 長堀安田ビ ル6F	所在地
株式会社神戸レンタル 宝塚支店	宝塚市安倉南1-9- 32	株式会社神戸レンタル	西宮市高木大東町11- 38	同上
ツクイ宝塚	宝塚市小林5-13-47 サンバレス21 1F東号 室	株式会社ツクイ	横浜市港南区上大岡西 1-6-1	同上
居宅介護支援事業所な ごみの郷	朝来市和田山町林垣80 -2	医療法人社団俊葉会	朝来市和田山町宮田216	事業所名称・所在 地



兵庫県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
村上久美子	訪問鍼灸マッサージクローバ ー	加古川市野口町良野1547 エスタ加古川102	令和4年12月9日
藤森沙耶	鍼灸・マッサージきらり	加古郡稲美町国岡3-4-7	同年11月25日
西永敬志	ヒマワリ鍼灸院福島院	大阪府大阪市北区大淀南2-2-9 グランドメ ゾン1103	同 月1日
中辻智章	中辻整骨院	川西市多田桜木2-6-22-103	同 月10日
小寺雄大	ヒマワリ鍼灸院福島院	大阪府大阪市北区大淀南2-2-9 グランドメ ゾン1103	同 月1日
小林京介	同上	同上	同



兵庫県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
中 辻 孝 之	中辻整骨院	川西市多田桜木2-5-18

~~~~~

**兵庫県告示第45号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**岩見の里土地改良区**

退任役員

| 役員区分 | 氏 名     | 住 所              |
|------|---------|------------------|
| 理 事  | 下 村 正 文 | 揖保郡太子町岩見構330番地 5 |
| 同    | 大 西 義 彦 | 同 郡同 町岩見構424番地   |
| 同    | 塚 原 宏 一 | 同 郡同 町岩見構419番地 1 |
| 同    | 丸 山 汪 昭 | 同 郡同 町岩見構54番地    |
| 同    | 塚 原 栄 一 | 同 郡同 町岩見構240番地   |
| 同    | 塚 原 好 治 | 同 郡同 町岩見構455番地 1 |
| 同    | 大 西 信 司 | 同 郡同 町岩見構216番地 3 |
| 監 事  | 釜 谷 孝   | 同 郡同 町岩見構284番地   |
| 同    | 小 谷 道 雄 | 同 郡同 町岩見構66番地    |

新任役員

| 役員区分 | 氏 名     | 住 所              |
|------|---------|------------------|
| 理 事  | 下 村 正 文 | 揖保郡太子町岩見構330番地 5 |
| 同    | 大 西 義 彦 | 同 郡同 町岩見構424番地   |
| 同    | 丸 山 汪 昭 | 同 郡同 町岩見構54番地    |
| 同    | 塚 原 栄 一 | 同 郡同 町岩見構240番地   |
| 同    | 塚 原 好 治 | 同 郡同 町岩見構455番地 1 |
| 同    | 大 西 信 司 | 同 郡同 町岩見構216番地 3 |
| 同    | 安 田 悟   | 同 郡同 町吉福533番地    |
| 監 事  | 小 谷 道 雄 | 同 郡同 町岩見構66番地    |
| 同    | 塚 原 二 良 | 同 郡同 町岩見構238番地 1 |

~~~~~

兵庫県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

五斗長土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	植 野 喬 雄	淡路市黒谷994番地
同	山 本 晴 祥	同 市黒谷1236番地 3
同	片 山 悟	同 市黒谷1482番地
同	脇 本 清 市	同 市黒谷1317番地
同	片 山 重 文	神戸市東灘区西岡本三丁目10番23-110号
同	島 田 昇	同 市黒谷926番地 3
同	廣 田 利 幸	同 市黒谷1198番地

同	高 田 操	同	市黒谷1543番地2
同	今 田 清 士	同	市黒谷1562番地1
同	中 田 献 六	同	市黒谷1308番地
同	西 田 浩 二	同	市黒谷1237番地1
同	高 田 一 民	同	市郡家400番地5
監 事	片 田 晃	同	市黒谷1089番地
同	中 田 喜代子	同	市黒谷1329番地
同	池 田 稔	同	市黒谷800番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

片 山 悟

山 本 晴 祥

廣 田 利 幸

脇 本 清 市

島 田 昇

今 田 清 士

中 田 献 六

西 田 浩 二

高 田 一 民

植 野 喬 雄

片 山 修 一

高 田 典 明

池 本 和 代

池 田 稔

片 田 晃

西 田 一 穂

住 所

淡路市黒谷1482番地

同 市黒谷1236番地3

同 市黒谷1198番地

同 市黒谷1317番地

同 市黒谷926番地3

同 市黒谷1562番地1

同 市黒谷1308番地

同 市黒谷1237番地1

同 市郡家400番地5

同 市黒谷994番地

同 市黒谷829番地

同 市黒谷1533番地3

同 市黒谷732番地

同 市黒谷800番地

同 市黒谷1089番地

同 市生田大坪57番地25

兵庫県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

土地改良区の名称	認可年月日
相野駅周辺土地改良区	令和4年12月12日

兵庫県告示第48号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 検査の対象となる家畜
令和4年度定期種畜検査後において、新たに種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査の期日及び場所

検査の期日	検査場所
令和5年2月8日(水)	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター



兵庫県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市八鹿町坂本字蔵谷1308の1（次の図に示す部分に限る。）、1308の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字蔵谷1308の1・1308の4（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第50号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する届出をする漁業協同組合の名称
姫路市飾磨区西浜町3丁目97-6 福井 佐敏 同 市同 区阿成中垣内1068-5 絹川 弘昭	姫路市中部	姫路市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
令和5年1月13日から同月27日まで
- (2) 縦覧場所
姫路市中部加入区 姫路市飾磨区妻鹿791-2 姫路市漁業協同組合中部支所

兵庫県告示第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和4年近畿地方整備局告示第163号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.4.8号朝霧二見線
- 2 施行者の名称
兵庫県
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和5年1月13日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 尼崎港線	尼崎市御園町3番2から 尼崎市神田北通1丁目1番4まで	旧	9.0から 32.0まで	282.0	
		新	27.0から 41.0まで	282.0	一部 予定地

兵庫県告示第53号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり鳥飼漁港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 しゅん功年月日
令和4年12月23日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者
洲本市本町三丁目4番10号
洲本市
市長 竹内通弘

- 3 埋立区域の位置及び面積
洲本市五色町鳥飼浦1番2から同市五色町鳥飼浦字居屋敷33番を経て同市五色町鳥飼浦1番3に至る間の地先公有水面
318.85平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
令和3年11月9日
兵庫県指令淡路(洲土)第1589号の1
- 5 公有土地水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
洲本市



兵庫県告示第54号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地(赤穂市役所内)
設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 2 事業計画の変更の内容
事業施行期間
変更前 平成18年10月13日から令和6年3月31日まで
変更後 平成18年10月13日から令和10年3月31日まで
- 3 変更認可の年月日
令和5年1月13日



兵庫県告示第55号

昭和39年兵庫県告示第332号の15(収入証紙売りさばき人の名称等)の一部を次のように改正し、1については令和4年10月31日から、2については令和5年1月13日から、3については令和5年1月16日から適用する。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 表中

「

株式会社豊岡自動車教習所 株式会社アールドライバーズ西北 トコプラス株式会社	株式会社豊岡自動車教習所 西宮北ドライバーズスクール トコプラス株式会社イーグレ ひめじ店 神戸ドライビングスクール 西脇自動車学校 神戸西インター自動車学校 株式会社アイン・カースクール バスポート写真スタジオ(尼崎)	豊岡市日撫 西宮市山口町 姫路市本町 神戸市北区緑町 西脇市板波町 神戸市西区見津が丘 神戸市西区岩岡町 尼崎市南塚口町
--	--	---

」

を

「

株式会社豊岡自動車教習所 トコープラス株式会社	株式会社豊岡自動車教習所 トコープラス株式会社イーグレ ひめじ店	豊岡市日撫 姫路市本町
株式会社新神戸ドライビングスクール	神戸ドライビングスクール 西脇自動車学校	神戸市北区緑町 西脇市板波町
株式会社アイン・カースクール ケイ・マーケティング・パートナーズ合 同会社	神戸西インター自動車学校 株式会社アイン・カースクール パスポート写真スタジオ（尼崎）	神戸市西区見津が丘 神戸市西区岩岡町 尼崎市南塚口町
株式会社阪神ライディングスクール	西宮北ドライバースクール	西宮市山口町

」

に改める。

2 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	同 豊岡南支店	豊岡市木内
	同 八条店	豊岡市九日市中町

」

を

「

	同 豊岡南支店	豊岡市木内
--	---------	-------

」

に改める。

3 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「

	相生市農業協同組合本店	相生市大石町
	同 港支店	相生市相生

」

を

「

	相生市農業協同組合本店	相生市大石町
--	-------------	--------

」

に改める。



兵庫県告示第56号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、令和5年1月13日から適用する。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中42の次に次のように加える。

43 ドクターヘリ運航業務に関する役務の提供を受ける契約

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月13日

契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

県立西宮総合医療センター（仮称）病院棟外建築工事（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

西宮市津門大塚町1

(3) 工事概要

ア 病院棟	鉄骨造11階建塔屋1階	延べ面積 54,474.67平方メートル
イ 放射線治療棟	鉄筋コンクリート造3階建	延べ面積 1,995.91平方メートル
ウ スロープ棟	鉄筋コンクリート造平屋建	延べ面積 56.76平方メートル
エ 渡り廊下	鉄骨造2階建	建築面積 103.67平方メートル
オ 救急ワークステーション棟	鉄骨造2階建	延べ面積 404.73平方メートル
カ 屋外附帯工事	雨水排水工事、植栽工事、駐車場整備工事、自転車置場等設置工事 他一式	

(4) 工期

令和8年1月30日限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が契約締結予定日（令和5年3月上旬）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）が、代表構成員にあっては1,200点以上、その他の構成員にあっては1,000点以上であること。

カ 平成19年度以降に、代表構成員にあっては1棟又は同時施工で2棟以上の建築物の新築、改築又は増築工事で、工事に係る部分について、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、床面積の合計が43,500平方メートル以上であり、及び地階を除く階数が8以上であるものを、その他の構成員にあっては1棟又は同時施工で2棟以上の建築物の新築、改築又は増築工事で、工事に係る部分について、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、床面積の合計が5,400平方メートル以上であり、及び地階を除く階数が4以上であるものを、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施

工実績（工事が完成し、かつ、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる（イ）又は（ウ）に該当しないこと。

（イ） 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社佐藤総合計画

（ウ） 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

（エ） 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体の構成員となることができない。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値（P）の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値（P）の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和5年2月22日（水）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

（イ） 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

（ウ） 平成19年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の建築物の新築、改築又は増築工事で、工事に係る部分について、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、床面積の合計が43,500平方メートル以上であり、及び地階を除く階数が8以上であるものの施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の

落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和5年1月13日（金）から同年2月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所、問合せ先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部総務課

電話（078）341-7711 内線4340、4338

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和5年1月13日（金）から同月26日（木）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和5年1月13日（金）から同年2月28日（火）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和5年1月13日（金）から同月26日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものである。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和5年3月1日（水）及び同月2日（木）の午前9時から午後5時まで（同月2日（木）は正午まで）

(2) 開札日時

令和5年3月3日（金）午前10時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に記載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加し

て専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ア 年割支払 有
- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和5年3月3日（金）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月10日（金）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県まちづくり部総務課宛て申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先
上記4(2)に同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県まちづくり部総務課にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス
 (アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) にて公表する。

10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
 Construction of Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center (tentative name)
 Hospital Ward and other structures
 - (a) Hospital Ward
 Steel structure
 11 floors above the ground with 1-story rooftop structure
 Total floor area: 54,474.67 m²
 - (b) Radiation Therapy Ward
 Reinforced concrete structure
 3 floors above the ground
 Total floor area: 1,995.91 m²
 - (c) Vehicle Access Ramp Structure
 Reinforced concrete structure
 Single floor
 Total floor area: 56.76 m²
 - (d) Connecting Corridor
 Steel structure
 2 floors above the ground
 Building area: 103.67 m²
 - (e) Emergency Workstation Building
 Steel structure
 2 floors above the ground
 Total floor area: 404.73 m²
 - (f) Outdoor facilities (Rainwater drainage, planting, parking lot, bicycle parking,
 and other outdoor structures)
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:
 16:00 January 26, 2023
- (3) Deadline for tender:
 12:00 March 2, 2023
- (4) Contact:
 General Affairs Division, Housing & Urban Development Department,
 Hyogo Prefectural Government
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
 Tel (078)341-7711 extension 4340 or 4338



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年1月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 加古郡稲美町野寺字上南岡118番2、118番3、118番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 加古郡稲美町国安二丁目60番地
 ミナト建設工業株式会社 代表取締役 松下正人
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和4年12月14日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1－7－2号（4稲美）